

津島市子ども条例（案）新旧対照表

新	旧
<p>津島市子ども条例（案）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 人間として大切な子どもの権利（第4条—第8条）</p> <p>第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第12条）</p> <p>第4章 子どもに関する施策（第13条—第19条）</p> <p>第5章 子どもの育成についての推進体制（第20条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、もって子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者をいう。</p>	<p>津島市子ども条例（案）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 子どもにとって大切な権利（第3条—第7条）</p> <p>第3章 子どもの権利を保障する責務（第8条—第11条）</p> <p>第4章 子どもに関する施策（第12条—第17条）</p> <p>第5章 子どもの育成についての推進体制（第18条・第19条）</p> <p>第6章 雑則（第20条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもが安心して健やかに育ち、周りの人に愛され、子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えることにより、子どもが自分自身を大切に、他を思いやる心を持ち、自分の行動に責任を持ち、社会の一員として責任を持って行動することができるようにするために子どもの権利を保障し、また、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者をいう。</p>

(2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 学校等関係者 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、及び学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。

(4) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること。
- (2) 子どもが自分自身を大切にし、他者を思いやる心を持つこと。
- (3) 子どもが安心して健やかに育ち、周りの人に愛されること。
- (4) 子どもが自分の行動に責任を持ち、社会の一員として責任を持って行動すること。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの権利の尊重)

第4条 この章に定める子どもの権利は、人間として大切な権利として、保障されなければならない。

2 子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他者の権利を認め、尊重するよう努めなければならない。

3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を付けるために必要な支援を受けることができる。

(自分らしく生きる権利)

(2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 育ち・学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、
学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(4) 施設関係者 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。

(5) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいう。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、特に大切な権利として、保障される。

2 子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他の者の権利を認め、尊重するよう努める。

3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を付けるために必要な支援を受けることができる。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 個人の価値が認められ、尊重されること。
- (2) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (3) 自分の気持ちや考えを自由に持ち、表明すること。
- (4) 自分に関係することを自分で決めること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 必要な知識や情報を得るとともに、必要な教育を受けること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術及びスポーツにより豊かな人間性を育む機会が与えられること。
- (3) 家庭において、食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) 様々な世代や社会体験を通じた多文化との関わりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(安全に安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達に応じた環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。

第4条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障される。

- (1) 個人の価値が認められ、尊重されること。
- (2) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (3) 自分の気持ちや考えを自由に持ち、表明すること。
- (4) 自分に関係することを、自分で決めること。
- (5) 自分の持っている力が発揮できること。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(安全に安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安全に安心して生きるために、次のことが保障される。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達に応じた環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力から心と体が守られること。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障される。

- (1) 必要な知識や情報が得られ、必要な教育が受けられること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツにより豊かな人間性を育む経験が得られること。

- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から心身が守られること。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られるとともに、被害からの回復に対する支援を受けること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて自ら参加するために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 年齢や発達に応じた活動の機会を得るとともに、その活動において意思決定に参加すること。
- (2) 自分の気持ちや考えを表明するとともに、その気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うとともに、必要な情報や支援を受けること。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、その養育する子どもの権利を保障する第一義的な責任者として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導を行うこと。
- (3) 子どもと向き合い、子どもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるために意思疎通を図ること。
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる環境を確保すること。

- (3) 家庭において、食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) 様々な世代や社会体験を通じて多種文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて、自ら参加するために、次のことが保障される。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (2) 年齢や発達に応じた活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、必要な情報や支援が受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者として、次のことに取り組むものとする。

- (1) 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるためにも意思疎通を図ること。
- (3) 子どもが安心して過ごせる社会の環境を確保すること。

(学校等関係者の責務)

第10条 学校等関係者は、子どもの保育、教育及び福祉に携わるものとして、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、必要な支援を行うこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめ等の防止及びこれらの早期発見とともに、解決に向けて対策を講じること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、職員の研修その他職場環境を充実させること。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、地域の中で子どもの健全な育ちを支援すること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から子どもの心身を守るため、安全で安心な地域づくりを行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

第4章 子どもに関する施策

(子育ての支援)

第13条 市は、子どもの健全な育ちを支援するため保護者、学校等関

(市の責務)

第9条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施するよう努める。

2 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行う。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次のことに取り組むものとする。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、地域の中で子どもが健全な育ちを支援するよう努めること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めること。

(施設関係者の責務)

第11条 施設関係者は、子どもの保育、教育や福祉に携わるものとして、次のことに取り組むものとする。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、対話等により相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、職員の研修など職場環境を充実させること。

第4章 子どもに関する施策

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第12条 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び関係機関と連携し、

係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり
- (2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
(子育て家庭の支援)

第14条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければならない。
- 3 市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行うものとする。
(子どもの安全・安心を保障する取組)

第15条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行うものとする。

- 2 市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行うものとする。
(子どもの参画の推進)

第16条 市は、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めなければならない。

(子どもの育成に係る相談体制の充実等)

第17条 市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する

虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために、必要な措置を講じる。

- 2 施設関係者及び地域住民等は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報するものとする。
(子育ての支援)

第13条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが社会とのかかわりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
(子育て家庭への支援)

第14条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行う。

- 2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努める。
- 3 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、情報を共有し必要な支援を行う。
(子どもの安全・安心を保障する取組)

第15条 市は、保護者、施設関係者及び地域住民等と協力し、子どもが有害な環境や犯罪・災害などの被害から守られるよう必要な取組を実施する。

- 2 市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備や必要な支援を行う。

る相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実を努めるものとする。

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第18条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報するものとする。

(推進計画の策定)

第19条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

第5章 子どもの育成についての推進体制

(意見の聴取)

第20条 市は、この条例による施策、及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について、津島市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

2 市長その他の市の執行機関は、津島市子ども・子育て会議の意見を尊重し、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの参画の推進)

第16条 市は、子どもが参画する会議を開催する等子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう支援し、子どもの意見を尊重するよう努める。

(子どもに関する相談体制の充実等)

第17条 市は、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う市の機関の密接な連携を図り、子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図る。

2 市は、子どもに関する相談を行う市以外の機関、市民団体等との連携を深めることにより、虐待の防止、子どもの育成に係る相談体制の充実等に努める。

第5章 子どもの育成についての推進体制

(関係機関との連携)

第18条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、関係機関と連携して協議する場(以下「会議」という。)を設ける。
(会議の内容)

第19条 会議は、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

第6章 雑則

<p>附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>
---------------------------------------	---